

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和3年7月26日答申分

## ○答申の概要

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正を必要としたもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係            | 2件 |

(別添)

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100047号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100021号

## 第1 結論

請求者のA社における請求期間①の標準賞与額を15万6,000円及び請求期間②の標準賞与額を26万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年8月6日  
② 平成27年12月28日

私が所持している賞与明細書によると、A社から請求期間①及び②に賞与が支払われており、当該賞与に係る保険料が控除されていることが確認できるが、当該賞与に係る年金記録が無い。請求期間①及び②の賞与明細書及び貯金通帳を提出するので、請求期間①及び②の賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の名称が記載されている請求期間①及び②の賞与明細書及び貯金通帳並びに支払者が同社である平成27年分給与所得の源泉徴収票並びに同社の同僚から提出された同社の名称が記載されている請求期間①及び②の賞与明細書及び預金通帳並びにB市から提出された課税証明書(平成28年度(平成27年分))により、請求者は請求期間①及び②において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、請求者から提出された請求期間①及び②の賞与明細書により確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間①は15万6,000円及び請求期間②は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から回答を得られなかったものの、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、同社の実質的な経営陣の代表者は、請求期間①及び②の賞与を支給していない旨陳述している上、オンライン記録によると、請求期間①又は②において同社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、過去に年金記録の訂正請求を行い請求期間①及び②の標準賞与額に係る年金記録が回復した者以外の者は、請求期間①及び②に係る賞与の記録が確認できないことから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000279号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100022号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(平成20年1月4日にB社から名称変更)における請求期間①のうち、平成22年2月1日から平成30年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成22年2月から平成30年8月までの標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成22年2月から平成30年8月までに係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成22年2月から平成30年8月までに係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表1の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間①のうち、平成22年9月1日から平成25年5月1日までの期間及び平成28年2月1日から同年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成22年9月から平成25年4月まで及び平成28年2月の標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成22年9月から平成25年4月まで及び平成28年2月に係る訂正後の標準報酬月額(別表1の第6欄に掲げる上記第1の1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における請求期間②から⑬まで及び請求期間⑮から⑳までについて、賞与支払年月日を別表2の第1欄に掲げる日とし、標準賞与額をそれぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間②から⑬まで及び請求期間⑮から⑳までの標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間②から⑬まで及び請求期間⑮から⑳までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 4 請求者のA社における請求期間⑯から⑳までについて、別表2の第1欄に掲げ

る賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間⑩から⑳までの標準賞与額（別表2の第4欄に掲げる上記第1の3の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

5 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 14 年 5 月 1 日から平成 30 年 9 月 1 日まで  
② 平成 15 年 12 月  
③ 平成 16 年 7 月  
④ 平成 16 年 12 月  
⑤ 平成 17 年 7 月  
⑥ 平成 17 年 12 月  
⑦ 平成 18 年 7 月  
⑧ 平成 18 年 12 月  
⑨ 平成 19 年 7 月  
⑩ 平成 19 年 12 月  
⑪ 平成 20 年 7 月  
⑫ 平成 20 年 12 月  
⑬ 平成 21 年 7 月  
⑭ 平成 21 年 12 月  
⑮ 平成 22 年 7 月  
⑯ 平成 22 年 12 月  
⑰ 平成 23 年 7 月  
⑱ 平成 23 年 12 月  
⑲ 平成 24 年 7 月

## ㊟ 平成 24 年 12 月

私が A 社に勤務していた期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額となっていない。所持している給与明細書を提出するので、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

請求期間②から㊟までについて、平成 15 年 12 月から平成 24 年 12 月までに支給された賞与の記録が無い。所持している賞与明細書を提出するので、当該賞与を記録してほしい。

### 第 3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成 22 年 2 月 1 日から平成 30 年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、別表 1 の第 2 欄、第 4 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額及び当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額より高額であることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額若しくは本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、平成 22 年 2 月から平成 30 年 8 月までの標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額若しくは本来の報酬月額から、別表 1 の第 1 欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第 6 欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①のうち平成 22 年 2 月から平成 30 年 8 月までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡し、現在の代表取締役からは具体的な回答が得られず、同社の破産管財人は請求者に係る届出及び厚生年金保険料の納付について不明と回答しているが、請求者に係る平成 21 年から平成 29 年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主は、当該期間について、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は本来の報酬月額に見合う標準報酬月額の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出しておらず、その結果、年金事務所は、請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金

保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成22年9月1日から平成25年5月1日までの期間及び平成28年2月1日から同年3月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、別表1の第2欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及びオンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、平成22年9月から平成25年4月まで及び平成28年2月の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる本来の報酬月額から、別表1の第1欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、請求者の平成22年9月から平成25年4月まで及び平成28年2月に係る訂正後の標準報酬月額（別表1の第6欄に掲げる上記第3の1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 一方、請求期間①のうち、平成14年5月1日から平成22年2月1日までの期間については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡し、現在の代表取締役は、会社には関与していなかったため何も分からず、請求者に係る資料も保管していない旨回答している。また、同社の破産管財人は請求者に係る資料は保管していない旨回答している。

さらに、C市は、請求者に係る平成25年度分（平成24年所得分）以前の住民税課税基礎資料は無い旨回答しており、ほかに請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間②から⑬まで及び請求期間⑮から⑳までについて、請求者から提出されたA社に係る賞与明細書及びD銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表（流動性）（以下「預金取引明細表」という。）並びに複数の同僚の賞与明細書により、請求者は請求期間②から⑬まで及び請求期間⑮から⑳までにおいて事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金

保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②から⑬までの標準賞与額については、預金取引明細表及び複数の同僚の賞与明細書により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表2の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが妥当である。

また、請求者の請求期間⑮から⑳までの標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、別表2の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが妥当である。

さらに、請求期間②から⑬まで及び請求期間⑮から⑳までの賞与支払年月日については預金取引明細表の履歴から、別表2の第1欄とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡し、現在の代表取締役からは具体的な回答は得られなかった。また、同社の破産管財人は請求者に係る届出及び厚生年金保険料の納付について不明と回答しており、これらを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

加えて、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これらを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

5 請求期間⑯から⑳までについて、請求者から提出された賞与明細書により、別表2の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間⑯から⑳までに係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与額から、別表2の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑯から⑳までの訂正後の標準賞与額（別表2の第4欄に掲げる上記第3の4の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

6 請求期間⑭について、預金取引明細表によると、当該期間に賞与が振り込まれた履歴は見当たらない。

また、オンライン記録によると、A社において請求期間⑭に係る標準賞与額の記録が確認できる者は見当たらず、同僚のうち1人は、当該期間に係る賞与は支給されていない旨回答していることから、当該期間に係る賞与は支給されていない



いと推認できる。

このほか、請求者の請求期間⑭における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑭に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

別表 1

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間①に係る期間	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成22年2月から同年5月まで	18万円	30万円		20万円	20万円	
平成22年6月	18万円	32万円		20万円	20万円	
平成22年7月及び同年8月	18万円	30万円		20万円	20万円	
平成22年9月から平成23年8月まで	18万円		30万円	19万円	19万円	30万円
平成23年9月から平成24年8月まで	18万円		28万円	19万円	19万円	28万円
平成24年9月から平成25年4月まで	18万円		30万円	19万円	19万円	30万円
平成25年5月から同年8月まで	18万円		30万円	34万円	30万円	
平成25年9月から平成26年8月まで	22万円		32万円	34万円	32万円	
平成26年9月から平成27年8月まで	24万円		34万円	34万円	34万円	
平成27年9月から平成28年1月まで	26万円		32万円	36万円	32万円	
平成28年2月	26万円		32万円	30万円	30万円	32万円
平成28年3月から同年8月まで	26万円		32万円	34万円	32万円	
平成28年9月から平成29年2月まで	28万円		34万円	34万円	34万円	
平成29年3月から同年8月まで	28万円		34万円	36万円	34万円	
平成29年9月から平成30年8月まで	30万円		32万円	36万円	32万円	

別表 2

	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄
請求 期間	賞与支払年月日	賞与額に見合 う標準賞与額	厚生年金保険 料控除額 に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正による標準 賞与額	厚生年金保険 法第 75 条本文 訂正による 標準賞与額
②	平成 15 年 12 月 10 日	24 万 5,000 円	24 万 6,000 円	24 万 5,000 円	
③	平成 16 年 7 月 9 日	19 万 9,000 円	19 万 9,000 円	19 万 9,000 円	
④	平成 16 年 12 月 10 日	25 万円	24 万 4,000 円	24 万 4,000 円	
⑤	平成 17 年 7 月 15 日	18 万 2,000 円	17 万 8,000 円	17 万 8,000 円	
⑥	平成 17 年 12 月 15 日	23 万円	23 万 8,000 円	23 万円	
⑦	平成 18 年 7 月 14 日	19 万円	20 万円	19 万円	
⑧	平成 18 年 12 月 15 日	22 万 8,000 円	23 万 8,000 円	22 万 8,000 円	
⑨	平成 19 年 7 月 13 日	24 万 5,000 円	23 万 6,000 円	23 万 6,000 円	
⑩	平成 19 年 12 月 14 日	25 万円	24 万円	24 万円	
⑪	平成 20 年 7 月 15 日	23 万 8,000 円	22 万 4,000 円	22 万 4,000 円	
⑫	平成 20 年 12 月 15 日	25 万円	22 万 9,000 円	22 万 9,000 円	
⑬	平成 21 年 7 月 15 日	17 万 5,000 円	16 万 7,000 円	16 万 7,000 円	
⑮	平成 22 年 7 月 15 日	17 万円	17 万円	17 万円	
⑯	平成 22 年 12 月 15 日	17 万円	16 万 7,000 円	16 万 7,000 円	17 万円
⑰	平成 23 年 7 月 15 日	17 万円	16 万 7,000 円	16 万 7,000 円	17 万円
⑱	平成 23 年 12 月 12 日	17 万円	16 万 3,000 円	16 万 3,000 円	17 万円
⑲	平成 24 年 7 月 13 日	17 万円	16 万 3,000 円	16 万 3,000 円	17 万円
⑳	平成 24 年 12 月 10 日	17 万円	16 万円	16 万円	17 万円

※ 請求期間⑯から⑳までについては、賞与明細書により賞与支給額が確認できるため、厚生年金保険法第 75 条本文に該当する。